

「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の改正案についての意見募集
 <提出された主な御意見の概要とそれに対する考え方>

| 該当箇所 | コメントの概要 | 考え方 |
|---------------------------|--|--|
| 第 1 | <p>・こんにゃく入りゼリーの窒息事故などは、消費者の危険意識の認知能力と対応能力の欠如が原因であり、事業者をどんなに責めても事故ゼロにはならないだろう。消費者はどんどん無知になっている。過剰に国民を甘やかしているように思える。</p> | <p>・本改正案第 1 のところで記載したように、「消費者被害を防ぐためには、消費者が自ら進んで必要な知識を習得し自主的かつ合理的に行動していくことも重要」と考えております。また、消費者庁を始め、各省庁は、消費者がトラブルに遭わないための普及啓発や注意喚起を推進しており、事業者への対応とあいまって消費者被害を減少させていきたいと考えています。</p> |
| 第 1 | <p>・子どもがトラブルに巻き込まれないような環境を整備してもらいたい。</p> | <p>・消費者庁において「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開しているほか、副教材の作成など、子どもが消費者被害に遭わないよう、普及啓発に努めているところです。また、本改正案第 2 の 2 (2) アにおいても「特に消費者事故等の被害に遭いやすい子ども、高齢者や障害者に行き届くよう、・・・わかりやすい情報公表となるよう努める」としているところであり、引き続き子どもの消費者被害の発生拡大の防止に努めてまいります。</p> |
| 第 1 | <p>・生命・身体・財産だけでなく、プライバシー・個人情報の被害についても、適切に対応できる体制を整備するべき。</p> | <p>・個人情報保護法では、個人情報の取扱いに関する苦情相談について、個人情報取扱事業者自身の取組によって解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体や、消費生活センターなどの地方公共団体等が苦情相談の処理に関わる複層的な仕組みをとっています。また、個人情報取扱事業者が不適切な個人情報の取扱いを行い、個人情報保護法の義務規定に違反するような場合には、各事業等分野を所管する主務大臣が報告の徴収、勧告、命令などを行うことができます。</p> |
| 第 2 1 (1) 第 4 第 5 | <p>・製品等を使用する消費者の安全確保だけでなく、他者の消費活動によって健康被害などの影響を受ける者の安全確保も含めるべき。例えば、消費者が使用している機器により消費者本人に事故や健康被害がなくともその機器を使用することにより周囲</p> | <p>・消費者安全法の解釈・運用に当たって、参考にさせていただきます。</p> |

| 該当箇所 | コメントの概要 | 考え方 |
|---------|--|---|
| | <p>の者へ健康被害が及び苦情等ができる場合には周囲の者の安全確保にも努めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波空気振動への規制強化を求める。事故データバンクシステムを見ても分かるように、低周波空気振動に起因する健康被害報告が、ハイペースで増えていると感じる。 ・「重大事故」は人がすぐさま死に至ったり、傷害事件にあたるものだけではなく、低周波音被害のような長期間にわたる健康被害、不快感も含むものも対象にすると明記すべき。 | |
| 第2 1(1) | <ul style="list-style-type: none"> ・国民の消費生活の安心安全・充実を目的とするならば、メール等を駆使した情報収集が重要であり、消費生活センターにおいてもメールでの情報の受付をして欲しい。消費者の通報による消費生活センターの素早い対応が、抑止力を強化し、実態解明をより加速させ早期解決に結びつくはずである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく迅速な情報提供や様々なツールを駆使した情報収集は重要であると認識しており、今後の業務の参考にさせていただきます。 |
| 第2 2(2) | <ul style="list-style-type: none"> ・「局地的に見られる事故や苦情、被害報告であっても、同様の現象が発見されていない地域へ情報共有として速やかに発信を行う。」旨の記載を追加して欲しい。 <p>例えば、寒冷地向けと温暖地向けで商品の発売時期に差があり、地域によって普及率が異なり、事故や被害の発生率や認知度が変わるため、局地的に見られる事故等の情報であっても、広く情報共有すべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現在も、被害が拡大する可能性のある情報も含め、全国の消費生活センターと様々な情報を共有し、消費者被害の発生・拡大の防止に努めていますが、頂いた御意見を踏まえ、今後も適切に実施していきたいと考えます。 |
| 第2 2(2) | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁の対応は後手後手になっている。消費者を混乱させる商法、その後、様々なトラブル発生 それは日々進化する商法であるから、ホームページなどで、分かり易く現在問題が発生している消費者問題のジャンル別の件数を公表するなど、迅速な情報提供が重要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく迅速な情報提供や様々なツールを駆使した情報収集は重要であると認識しており、今後の業務の参考にさせていただきます。 |
| 第2 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全調査委員会は、特定の事案を調査対象として選定した事実・理由を速やかに公表し、当該事案の孕む危険性に警鐘を鳴らす必要があるのではないか。因果関係が不明であるなら、それは分からないに過ぎないのであって、予防的に対策を打つべき。情報の透明性を確保し速やかに現状を公表することの方が、情報を一切公表しない現在の状況と比較して、明らかに消費者の安全を確保する為になり、延いては原因関係者等の正当な利益を害さない(正当な利益を確保する)のではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全調査委員会が選定した事故の公表については、公表することにより調査等に支障が生じないかどうか等を検討したうえで行っております。頂いた御意見については、今後の消費者安全調査委員会の運営にあたり、参考にさせていただきます |
| 第2 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の安心・安全のために、産地の表示を徹底し、問題がある場合には厳正に取り締まって欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全の重要性に鑑み、今回の基本方針の改正案においても、「食品の表示」に関する記述を追加しているところですが、所管法令に照らし、問題のある事業者に対しては厳正な法執行に努めてまいります。 |

| 該当箇所 | コメントの概要 | 考え方 |
|------|---|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の方針の改正は、消費者安全法の改正に伴うものとのことだが、すき間事案であり、多数消費者財産被害事態が発生したとき、内閣総理大臣が事業者に対し勧告・命令等の措置をとることができるかと書かれているだけであり、これは方針と言えるのか。方針とは、目標があってそれを達成するための方策が書かれていなければならないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品の検査実施を徹底して欲しい。 | <p>現在、輸入食品に関しては、毎年厚生労働大臣が年度当初定める「輸入食品監視指導計画」策定に関し、厚生労働大臣から法定協議を受けており、その中では、当該計画の妥当性や当庁に寄せられる事故情報を勘案し、回答をしているところです。</p> <p>なお、輸入食品の検査に関しては、厚生労働省が所管となっておりますので、御意見につきましては、厚生労働省にもお伝えします。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・時代は進化し、インターネット、新たなマーケティング、オンラインゲームなどが社会的問題化している。それらに対する消費者庁等の対応が遅いと感じる。早急な対応を求める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品やサービスの提供に伴い生じるトラブルへの早急な対応は重要と考えており、頂いた御意見も参考にしながら、迅速な対応に努めてまいります。 |